有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案 現 現

(問4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答)

1 認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資(有機農産物及び有機農産物加工食品)を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

2 なお、米国との同等性協定では、上記②の範囲について、米国以外で生産され、米国農務省全米 有機プログラム基準に基づく認証を受けた指定農林物資を米国で包装したものも対象としていま す。米国からの指定農林物資の輸入に係る詳細は、以下のページをご覧下さい。

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas kikaku/yuuki.html)

(問 15 - 3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物のJAS規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第10条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。

例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。

3 なお、有機 JAS 規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を 行う場合においても、肥料及び土壌改良資材については、同規格第4条において「製造工程におい て化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDN (問4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答

認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資(有機農産物及び有機農産物加工食品)を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入 業者は格付の表示を行うことはできません。

(間 15 - 3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物のJAS規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第10条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。

例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。

3 なお、有機 JAS 規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を 行う場合においても、肥料及び土壌改良資材並びに調整用等資材については、同規格第4条におい て「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階 A技術が用いられていないものに限る。」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が 定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件(平成十二年農林水産省告 示第千五号)

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成され たものをいう。

一農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、 還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石 灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び 重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉 剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤 二 肥料及び十壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、徴量要素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウ ムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(問 15 - 8) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合等に塩 酸等の加工助剤を使用することはできますか。

(答)

塩化加里及び塩化ナトリウムについては、化学的方法によらず生産されたものであることを規定し ているところですが、イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するた めに添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等使用が不可欠な加工助 剤については使用を認めています。

(間 25 - 1) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱い はどうすればよいのですか。

(答)

- 1 台風や地震等の広範囲に及ぶ天災の被害を受け、有機認定ほ場に使用禁止資材が流入したと判断 される場合には、被害を受けた時点で作付けられていた作物の当該作期における収穫物については 有機の格付をすることはできません。使用禁止資材が流入したと判断される場合とは、河川の氾濫 や土砂崩れ等により周辺の慣行ほ場から土砂が流入したり、周辺の慣行ほ場を含む一帯が冠水した 場合等です。
- 2 また、天災の被害を受けたほ場については、その時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた 後についても、有機農産物を生産するためには、ある程度の期間、土作りをやり直す必要がありま

において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が 定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件(平成十二年農林水産省告 示第千五号)

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成され たものをいう。

一農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、 還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石 灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び 重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉 剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤 二 肥料及び十壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、徴量要素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウ ムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(問15-8) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程において、イオン交換膜を使用する場合、イ オン交換膜への析出物を防止するため、塩酸等を使用することはできますか。

(答)

塩化加里及び塩化ナトリウムについては、化学的方法によらず生産されたものであることを規定し ているところですが、これらの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合、イオン交換膜への析 出物を防止するために添加される加工助剤の塩酸等は、イオン交換膜を使用した精製に不可欠と考え られることから、使用を認めています。

(問 25 - 1) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱い はどうすればよいのですか。

(答)

- 1 台風や地震等の広範囲に及ぶ天災であって、河川の氾濫や土砂崩れ等により周辺から土砂が流入 したり、冠水した有機認定ほ場については、使用禁止資材の流入の可能性があります。このため、 使用禁止資材の有機認定ほ場への流入を明確に否定できる場合を除き、被害を受けた時点で作付け られていた作物の当該作期における収穫物については有機の格付をすることはできません。
- 2 また、天災の被害を受けたほ場については、その時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた 後についても、有機農産物を生産するためには、ある程度の期間、土作りをやり直す必要がありま す。このため、天災の被害を受けた時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた時点(土作りのしまっ。このため、天災を受けた時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた時点(土作りの開始)

開始)以降1年以内に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とすることとし、それ以 以降1年以内に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とすることとし、それ以降に収 降に収穫された農産物については有機農産物として格付することができます。

穫された農産物については有機農産物として格付することができます。